



NEWS LETTER

成年後見制度モニタリング会議を実施しました。

あんしん北では令和4年度より、専門職後見人、親族後見人等のモニタリング・バックアップ支援を開始し、被後見人(以下、本人)や後見人等の活動を支援しています。昨年度は4件について会議を実施し、「被後見人等(以下、本人)に対して申立て当初の計画通りに支援ができていない」「本人の収入に応じた適切な施設へ入所することができた」「福祉関係の支援者とともに本人が在宅生活を続けられている」など後見人等からご報告をいただきました。後見人と本人の支援者との連携強化に向けて、引き続き中核機関が関わっていくための体制づくりを行って行きます。

親族後見人向け勉強会実施

令和4年度は、親族の後見人をしてしている方、これから申立てをして後見人になる方を対象に、勉強会を実施しました。「申立て書類の書き方」「後見事務の方法と報告書の書き方」をテーマに司法書士よりお話しをいただきました。今年度も実施予定です。



写真:親族後見人支援 勉強会の様子

報告

あんしん北 成年後見相談件数

成年後見制度に関する相談実績は、平成25年度と比較すると3倍に以上増加しています。相談経路は、親族(親、兄弟姉妹など)37%、本人20%、包括支援センター14%の順に多くなっています。

年度	新規相談件数
平成25年度	734件
⋮	⋮
令和3年度	2,166件
令和4年度	2,281件

令和4年度被後見人と後見人候補者とのマッチング会議報告

本会議は、成年後見制度を利用する方に親族以外の後見人等候補者を紹介する際の、支援方針等の検討を行う会議です。現在は弁護士、司法書士、社会福祉士の3職種の専門職を中心に紹介を行っています。昨年度の検討件数は50件でした。

候補者の職種	紹介件数
弁護士	16件
司法書士	15件
社会福祉士	19件



成年後見制度の中核機関(ちゅ〜かく)アイちゃん

後見人の活動紹介～後見人のこえ～



近年、親族以外の専門職後見人の選任が7割近くを占めています。その中で、人数はあまり多くはありませんが、一定の講習を受けた区民が、後見人として活躍しています。今回はその活動の一部をご紹介します。

後見活動事例 「市民後見人の活動」

市民後見人とは？

市民後見人とは、専門家ではなく、社会貢献的、ボランティアな精神に基づき、後見人としての重要な職務を全うするために必要な知識と技量を身につけた区民による後見人です。

今回インタビューを受けてくださった市民後見人は、市民後見人養成研修（東京都実施）を受講後、受任されました。

本人や家族、支援者にも気を配る

後見人の審判が下りた後、ご親族に連絡をとり「お任せします」との返事をいただき活動を開始しました。金銭管理（通帳預かり、支出入管理）はもちろんですが、施設に入居している本人に面会に行き、施設職員とも頻りにやり取りをしています。病院付添いなどは後見人の職務としては行えませんが、怪我や事故など本人のことはささいなことでも報告してほしいと施設職員に伝えています。そのためもあってかよく連絡をくださいます。職員の業務が大変なことは十分承知しているので、職員には励ましたり感謝を伝えたりしつつ、本人が少しでも快適な生活を送れるようにと心がけています。

想像力とコミュニケーション力は市民後見人の強み

本人は同じ場所に長く座っていられず施設内を歩行しており、転倒は心配でも運動不足にはなっていないと気づいたり、着衣のことなども観察したりしています。本人は耳が遠く、失語症もあるため言葉で返してもらうのは難しいですが、おはぎを買って行った時にニコッと笑ってくれました。また私はヘルパー経験があるので、病院、施設、福祉サービスなどの事情を熟知していることも市民後見活動に活かしています。



【監督人との関り】

北区では市民後見人の監督人*に当会が就任しています。市民後見人には受任初年度は3か月に1回ごと、2年目以降は半年に1回ごとに書面と面接によって後見人の活動、財産管理状況の報告をしてもらっています。



写真：市民後見人が監督人へ活動報告をしている場面

後見人の役割は本人を応援すること

後見人として活動するうえで最も大切にしていることは「自己決定」です。本人の望んでいることを実現することが後見人の役割だと考えています。後見人の価値観、倫理観を押し付けることなく、本人を応援し、愚行権も大事にしたいと思います。

最後にひとこと

皆さんに市民後見への興味と関心をもっていただきたいです。ヘルパーやケアマネさんなどはご自身の経験が大いに役立ちます。市民後見について学びたいという方は私が所属している団体（NPO法人市民後見☆北ネット）でもサポートしています。

【NPO法人 市民後見☆北ネットとは？】

東京都が実施していた市民後見人養成講座修了生が2010年2月に設立した団体。「超高齢社会を生きる」ということをテーマに様々なセミナー開催や出前講座による成年後見制度の普及活動などを行っている。

*後見人を監督する役割として家庭裁判所が後見監督人を選任することがあります。